

令和5年度第3回

小金井市環境審議会会議録

令和5年度第3回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和5年12月22日(水)
- 2 時間 午前9時30分から午前11時11分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 議事 (1) 小金井市環境報告書(令和4年度版)(案)について(資料1)
(2) 小金井市施設における自動販売機に関する方針(案)について
(資料2)
(3) その他
- 5 報告事項 (1) 気候変動対策について
(2) 第11期小金井市環境審議会について
(3) その他
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会長 池上 貴志
副会長 椿 真智子
委員 土屋 健、高木 聡
羽田野 勉、中里 成子
田頭 祐子、橋本 修
近藤 豊
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 岩佐健一郎
環境係長 高野 修平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 石堂 裕賀
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 2名

令和5年度第3回小金井市環境審議会会議録

池上会長 定刻になりましたので、令和5年度第3回小金井市環境審議会を開催いたします。

まず、事務局から事務連絡と本日の配付資料等の確認をお願いいたします。

高野係長 本日は、年末のお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、高田委員のほうから御欠席と連絡を受けております。

最初に事務連絡として、御発言の際の注意事項について、でございます。マスクを着用されている場合、会議録の作成の際にICレコーダーの録音内容が、非常に聞きづらくなってしまいます。つきましては、質疑応答等、御発言の際は、御自身のお名前を先におっしゃった上での御発言に御協力をお願いします。また、できる限り短時間で有意義な審議会となるよう努めてまいりますので、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

続いて、配付資料の確認についてです。本日は、資料1と2と、委員の皆様につきましては、参考資料として、環境報告書に係る意見等記入様式を机上に配付しております。資料1は、環境報告書案、資料2は、自動販売機に関する方針と、それを説明したスライド資料になっております。

なお、前回会議の会議録につきましては、紙資源の削減等の観点から、電子データのみでの御提供とさせていただいております。近日中にホームページでも掲載予定です。

事務局からは、以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、各議題に入りたいと思います。

まず、(1)の小金井市環境報告書（令和4年度版）（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

高野係長 それでは、小金井市環境報告書（令和4年度版）（案）につきまして、報告させていただきます。資料1を御用意ください。

前回の環境審議会において、環境報告書（令和4年度版）（案）を、一部だけお示しさせていただきました。今回の審議会におきまして、全体の概要的などころを説明させていただきます。

昨年度から、構成を変更した箇所もありますので、その説明を踏まえまして御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

まず目次をめぐっていただきまして、1ページから6ページまでに、第1章、はじめにというところになっております。こちらにつきましては、内容の変更等はありません。

続きまして7ページ以降、こちらが、大きく内容を変更したところになります。2章の基本計画の進捗状況について、を御覧ください。

7ページにつきましては、取組指標の評価の方法等を記載しているものになっております。

続きまして、8ページを御覧ください。こちら以降に、各基本目標等と基本施策の記載があります。

昨年度の報告書につきましては、こちらに環境保全実施計画に記載のある取組、全てを羅列して記載しておりました。ただ、報告書に関して、文字数が非常に多くなってしまい、見づらいため、8ページの中段にあるとおり、環境保全実施計画に記載のある取組を、一部抜粋して記載するように変更しております。また、各取組につきまして、写真や図というものを多めに交えながら、取組の実績を記載しております。

第2章が41ページまで、同様の記載をしているところになります。この第2章が、昨年度の報告書から、大きく記載内容を変えた箇所となっております。

続きまして、42ページを御覧ください。こちらは、第3章、市役所としての取組について記載しているところです。こちらにつきましても、時点修正等がありますが、中身、内容については大きな変更はありません。

第3章につきましては以上です。

続きまして、48ページを御覧ください。こちらが、第4章の地球温暖化対策という項目です。48ページから55ページまでの市役所における地球温暖化対策につきましては、時点修正を加えております

が、中身については、大きく変更しておりません。

56ページを御覧ください。こちらが、市域の地球温暖化対策についての記載になっております。こちらにつきましては、前期の計画である、地球温暖化対策地域推進計画における最終年度（令和2年度）の二酸化炭素排出量についての結果が公表されたため、前回の審議会でもお示しさせていただきました目標値に対しての結果を記載させていただいております。前回の審議会でお示した内容を、一部抜粋して、結果公表という形で記載しております。こちらが、本年度に付け加えた場所になってございます。

続きまして、58ページの第5章、点検評価結果です。こちらの点検評価結果につきましても、昨年度から大きな変更等はありません。

また、最後に61ページ以降が資料編となっております。資料編につきましても、大きな変更点はありません。

全体の構成については、以上となります。

手に取って見たいと思っていただけるような報告書になるように、できる限り文字数は減らしたほうが良いと考え、どのような事業を実施したのかというのが分かるような図示、写真を多く取り入れております。

本日だけで全てを御確認していただくことは難しいかと思っておりますので、この後、御審議していただいた後に、また御意見等があります場合は、参考資料として委員の皆様にはお渡ししております御意見票に記入の上、メールでも、直接でも構いませんので、1月10日までに御連絡いただければ幸いですので、よろしく申し上げます。

事務局からは、以上です。

池上会長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

高木委員、お願いします。

高木委員

体裁についてです。48ページから56ページまでの偶数ページの左上の章数が違うと思われまして。左肩の、偶数ページの箇所となります。

高野係長

失礼しました。そこは修正いたします。

池上会長

ありがとうございます。ほかにはありますか。

田頭委員

一つ一つを細かく見ていくと、色々と気になるところは出てくるので、それはまた、意見のほうで書かせていただこうとは思っておりますが、この環境報告書の中で気になるのは、二酸化炭素排出の部分です。今、御説明があったようなページからいくと、気候変動対応策の推進というところとか、それから、市役所としての取組、それから、地域推進計画ですね。地球温暖化対策地域推進計画というところの前後、54ページにも、温室効果ガスの排出量、この辺のところと、それから、56ページ、57ページのところに小金井市地球温暖化対策地域推進計画のことが載っています。

これで現状が、目標値に対して3.3%増えてしまったということですが、今後の目標値については、57ページでは、国の地球温暖化対策計画が、令和3年10月に目標数値を26%から46%に引き上げたことから、本計画における目標数値の引上げ等について小金井市環境審議会にお諮りし、と記載されています。今後の検討課題ということが、目標数値の設定について挙げられています。この部分は、いつ、どのようなスケジュールで、目標数値を設定していく、再検討していくというところなのか、今現状でのお考えをお示ししたいと思います。

小金井市は、この資料にもありますように、気候変動に対しては、地球温暖化対策の気候非常事態宣言を行っているわけですね。ゼロエミッションシティということで宣言を出しているわけですね。ですからこれについて、やはりもう少し一歩進んだゼロカーボンを表明した自治体としては、取組が必要じゃないのかなと思います。それを数値目標にして、示していく必要があるのではないかと見ています。

全国でも、ゼロカーボン表明自治体を環境省の資料で見ましたら、991の自治体が表明していました。小金井市も、515番目の自治体として載っていました。このカーボンゼロシティを宣言した自治体というのは、調べるところ、温室効果ガス排出量の目標値が、2030年度においては、2013年度比、国の基準の46%というところを、ほとんどが掲げていまして、26%というところは、見た限りは探せませんでした。これについて、事務局のほうでは、どのように把握しておられるのか。現状の目標値についての考えと、今後これ

を検討していくスケジュール、そのあたりをお聞きしていきたいと思
います。

高野係長

御意見ありがとうございました。

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画では、26%削減が目
標数値であります。

昨年の審議会でも、計画の数値についてお諮りし、御審議いただい
ているところです。市としましては、26%という数値につきまして
は、国の計画が改定される前に策定した計画というところもあり、妥
当なのかどうかというところは、皆様からも御審議いただいていたと
ころです。

市としましては、この審議会の中では、毎年計画の数値等につつま
しては、御審議の議題に挙げさせていただきたいということで、お話
しさせていただいておりますので、こちらの数字につきましては、来
年度以降も審議会の中で御協議させていただきたいと考えております。

第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画につきましても、10
年間の計画ではありますが、目標数値については、5年を目途に見直
すというような記載もございますので、そこを目指していきたいと考
えています。

ただ、この審議会の中でも、たくさん議論していただいたところで
して、26%という数字が、他市自治体と比較して低い数字というこ
とは、確かにありますが、その26%自体も、達成することが難しい
数値ということは、この審議会でも議論していただいていたところ
です。

まず、その数値だけ为目标にするのではなくて、市としてどういっ
た施策ができるのか、数値に見えない環境教育等も充実させていると
ころですので、数値に見えないところも充実させながら、事業を展開
していきたいと考えております。

田頭委員

よろしいでしょうか。

池上会長

田頭委員、お願いします。

田頭委員

ありがとうございます。数字だけではないということは確かだとい
うことと、5年の見直しというところで、また再度、示しながら検討
していかなくはいけないというところと、2点あるということは同

感です。

そういう意味でも、数字に見えない取組を更に進めていくというところで、前回の審議会に出ていましたように、気候市民会議といったものを設置していくとか、そういった取組は評価したい、期待したいと思っています。

それから、気候非常事態宣言を出している自治体、ゼロエミッションシティの、ゼロカーボンシティのところでは、エネルギービジョンという形で位置づけているところもかなりあります。どのようにエネルギーを作り出していくかということも含めて、数値目標と、行動目標等を出しているところも出てきています。

小金井市は、地球温暖化対策地域推進計画が、一部そういった意味合いを含んでいるとは受け止めています、更にエネルギーというものを、どうやって目標値として出して、作っていくのかということ。

また、公共施設の電力契約をどの位変えていくのかということとか、新しい公共施設を造ったときには、太陽光パネルなどの設置を検討していくという方針を持っていると思いますが、それを更にどのように突き止めていくのか、地域のほうにも広めていくのかというところの目標値などは、やはりきちんと議論しながら、ぜひ、実現可能なところを出していけるのではないかと思います。

そういった意味で、エネルギービジョンという、この地球温暖化対策地域推進計画を位置づけていくという、表に出すということも必要ではないかと思います。小金井市は、そういうエネルギービジョンという形で進めていくということを出していくということも、必要ではないかと思います。それについてはいかがでしょうか。

岩佐課長

今、エネルギービジョン、公共施設の関係で御意見をいただいたところです。まず、先ほどあった第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画があります。これは、地域の地球温暖化の計画で、それとともに、市役所版ということで、公共施設の関係であれば、第4期小金井市地球温暖化対策実行計画市（役所版）というもので、市の施設の目標数値も掲げているところです。

先ほど、高野のほうからもありました、第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画の数値も、毎年度進捗を見ていきながら、10年計

画ですので、半分の5年間が経ったところで、もう一回点検も必要になるかと思えます。そこも含めて、市役所版の計画、公共施設の在り方も併せて検討していく必要があると考えております。

以上です。

田頭委員
池上会長

ありがとうございます。

ありがとうございました。

田頭委員から、非常に貴重な御意見をいただきましたけれども、目標数値はすごく難しいと思っています。この計画を策定したときからそうですが、そもそも26%削減のうち、小金井市の施策で影響する分というのはすごく小さくて、都や国の施策によって減少する分、その割合が非常に高いものとなっています。もともとこの二酸化炭素排出量の推計の仕方自体が、小金井市の統計ではなくて、東京都の統計だとか、もう少し広い地域の統計から下りてくる、小金井市で案分して出てくるものなので、小金井市独自の政策というのが反映されるものには、決してなっていないというところが、大きな問題だと思います。東京都全体として減少していくと、小金井市も減少してくる、そういうものになっているというところが、一つ大きな、指標としてすごく難しいところでもあります。

一方で、小金井市としてのビジョン、そういうものを外部に発信して、小金井市もきちんと対策をしていますということを、市民に対してアピールすることは、それはそれで大事だと思います。一方で、この数字に対して、じゃあ、これまでこの数字を何とか守るためにという努力ってできるかという、なかなか直接的にこの数字を守るために何かできるかといったら、なかなかできないところがあり、数値目標を設定する意味というのが、あまりなかったのではないかという状況であり、すごく難しいところだと思っています。

そういう点で、せっかく小金井市独自でこういう取組をしていますよとか、環境教育に力を入れて、ほかの自治体とは違う取組をしていますよということが、何らか結果として現れるような調査というのは、したほうがいいのではないかと思います。せっかく行っているのに、小金井市としての取組が全く評価されにくいというのが、すごくもったいないなと思いますので、そこは考えていかないといけないと思

ます。

目標を設定するところと実際の取組というのは、そういう意味では、この数字自体は直接的にはあまりリンクしなくて、これとは別の指標というのが、どうしても要るのではないかなと、個人的には思っておりますので、また検討する機会には、そういうことも考えていく必要があると思っております。

田頭委員 御意見、ありがとうございます。

私も小金井市が26%の数値を設定したときに議論もしましたし、その中で、やはり何とか実現させたいということの現れが、一つは途方もない数字ではなくて、数値目標を、ただ高い数値目標をもっと立てればいいのではなく、実現させたいからこそその数値だったと受け止めていることは、お伝えしたいと思います。

その上で、会長がおっしゃったように、小金井市が頑張っているところをもっと出したいという、そういう思いがありますので、それを形にしたい、何かしら数値目標も含めてですけれども、一つには、エネルギービジョンという言葉で、枠組みというのか、何かをつくったほうが、より小金井市って環境啓発、対策が進んでいるよねと、他市からも言われると思います。ごみ対策などについては、例えば、減量率とか、リサイクル率が多摩地域でトップですし、地下水浸透ますについては世界一ですよ。このエネルギーの問題についても、もっと見せられたらいいなとか、そのことで、更に市民全体で、また事業者の方たちにも促していきたいなという思いがあります。

そういった意味で申し上げましたので、そこは補足しておきたいと思えます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

中里委員、お願いします。

中里委員 今の御意見に関連して、小金井市の独自性ということを考えるときに、そもそも論で恐縮ですけれども、環境報告書は「行政と市民がお互いの情報を共有し」とあるのですが、何部ぐらい作成して、どのようなところに配布されているのでしょうか。

高野係長 概ね100部程度作成しております、本審議会と市議会議員の皆

様に報告しております。

冊子になってしまうと、どこに配るかというところも出てくるので、数自体は少ないのですが、ホームページで広く公開しているところになります。

中里委員 情報の共有ということに関しましては、事業者とか学校関係等に広く周知をして、環境問題をみんなで共有するということが大事かと思えます。ホームページにアクセスというのは、なかなか面倒でしなくなってしまうものですから、もう少し個々の周知に努力していただきたいということが、一つです。

それから、また変わりますが、地下水・湧水のモニタリングに関しましては、やはり一番関心のある有機フッ素化合物が調査項目に含まれていないということに、何かちょっと片手落ちな感じがいたします。

環境省でも、これからは全国的に検査を、より細かくしていくというような方針を出されたようですので、今後は変わってくるかと思いますが、この報告書にも、有機フッ素化合物に関する市独自の取組の記載があれば、すごく理想的だったと思います。やはり地下水というのは、当然、野菜とか土壌問題にも含まれてきますので、単に水質の汚染だけでなく、とても気にかかるところですので、より早く検査に取り組んでいただきたいという希望を持っております。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。回答は何かありますか。

岩佐課長 先ほど、参考意見をいただきまして、どうもありがとうございます。事業者とか学校についての周知のところについては、環境教育の関係で学校と連携したり、小学校に出向いて、環境の授業を行ったりはしていますが、事業者との連携というところは、課題であり、やり切れていない部分もあります。ただ今年度は、環境について環境楽習館で、事業者向けに環境に関する講座に実施する予定ですので、そういった機会を捉えて連携をやれるところはやっていきたいと思っています。

地下水の関係については、PFASの関係かと思えます。現時点では、国で情報収集をして、知見を集めている段階です。東京都でも、地下水大概況調査というのを行っていましたが、そこに市でも協力して、

数値を注視しているところです。

附属機関で地下水保全会議という審議会がございまして、東京都概況調査の数値も見ていただいているのですが、現時点で市独自で調査を行うよりも広域的、長期的に見ていくことが重要であるという御意見をいただいておりますので、市では独自調査をしておりません。

今後、国は予算を大幅に増額して、さまざまな箇所でモニタリング等を実施していく予定とのことであり、東京都でも対策を強化していくということですので、我々としても、連携をしながら対応していきたいと考えております。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
椿委員、お願いします。

椿副会長 今、中里委員がおっしゃってくださったことと、関連するのですが、環境報告書の配付先情報提供先に関して、市の図書館には冊子体として置いてらっしゃるのでしょうか。

高野係長 はい、あります。市の図書館と情報公開コーナーと議会図書館に配付しております。

椿副会長 分かりました。ありがとうございます。
学校は、小・中学校、高校、大学も含めてもいいのかなと思います。特に小学校や中学校では、地域学習で環境をテーマにやっていたところが多いと思います。今はホームページ上で御覧になることに慣れている先生・生徒・学生さんが多いと思いますが、学校の先生方がこの報告書の存在や、地域学習、環境学習に活用できることをより知っていただけるような情報提供があるとよいと思いました。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。
橋本委員、お願いします。

橋本委員 67ページ以降の資料編というところで、ABC段階で評価されているわけですが、AとBの境目とか、BとCの境目とかそういうところの、Aはどのような定義なのかとか、そういうところが、何か曖昧なところがあるような気がしていますが、その辺の定義とかいうものを、何かつけておく必要がないのでしょうかという質問です。

高野係長

7 ページに実施状況に対する評価、例えば S であれば計画を越えて達成。A であれば計画どおりに達成。B であれば実施したが計画に未達等々、実績・効果に対する評価も S、A、B と、評価に達しないものについては、ハイフンとしているという形にしております。

評価 A と B の境目等につきましては、どこが A で、どこが B だということところは難しいところではありますが、こういった形での評価をしているというところで、御確認いただければと思います。

橋本委員

分かりました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、そのほか細かい点等がございましたら、この意見等記入様式に御記入をいただいて、直接、あるいは電子ファイルにて、提出いただくということでもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、続いての議題に移りたいと思います。議題(2)小金井市施設における自動販売機に関する方針（案）についてということで、事務局から、説明をお願いいたします。

高野係長

資料 2 の小金井市施設における自動販売機に関する方針（案）を御用意ください。A 4 用紙 1 枚のものが方針案と、あとはパワーポイントの説明資料になっておりますので、そちらの 2 つを御用意いただければと思います。

最初に、パワーポイント資料の 1 番上の 1 ページのところ、「自動販売機の削減に関する方針」と記載があります。こちらは、「自動販売機に関する方針」についての誤りです。失礼いたしました。

まず冒頭に、前回の審議会までに報告した内容について、簡単に概要を説明させていただきます。前回の審議会では、現行の削減に関する方針について、平成 16 年度、約 20 年前に策定したということや、策定当時よりも自動販売機から排出される二酸化炭素排出量が、省エネ機能の発達等によって各段に下がっているにもかかわらず、二酸化炭素排出削減を、自動販売機の台数で規定していることなどから、見直しを行いたいという説明をさせていただきました。

そういった背景を踏まえまして、前回、方針案を本審議会において

お示しさせていただき、御議論いただきました。

今回の審議会では、前回の審議会での御意見等を踏まえ修正した方針案をお示しいたしますので、再度、御協議いただければと思っております。

なお前回、10月の審議会で御議論いただいた後に、12月12日に実施されました市議会定例会建設環境委員会におきましても、所管事務調査資料としてお示しさせていただきまして、建設環境委員会の委員の皆様からも御意見等をいただいておりますので、こちらにつきましては、後ほど御紹介させていただきます。

では、パワーポイントの資料を御覧ください。

2ページです。こちらが、基本方針になっております。前回の審議会におきましては、下のほうに四角で囲ってあるところですが、公共施設に設置している、または今後、設置を予定する自動販売機については、環境に配慮するとともに、災害時等に活用できる機種を検討する等、付加価値の高い機種の選定をすることと記載していましたが、下線部にあります、「今後、設置を予定する自動販売機については」とこちらを書いてしまうと、自動販売機ありきと捉えられてしまうことや、環境に配慮ということではなく、もう少し強くメッセージを残したほうがいいのではないかという、前回の審議会での意見がありまして、環境負荷を削減するという、より明確なメッセージとなるように修正を加えました。

また、加えることで、施設に設置している自動販売機について、「環境負荷を削減するとともに、災害時等にも活用できる等、付加価値の高い機種への切替えを推進する」という文言に変更しております。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、具体的対応例になっております。

(1)が、ゼロカーボン等環境に配慮した機種を選定すること。(2)が、災害情報を発信できる機能を搭載するなど、防災に配慮した機種の選定を推進することとしておりまして、一部文言修正等は加えていますが、内容については変わりませんので、説明については割愛させていただきます。

続きまして、4ページを御覧ください。

(3)を御覧ください。こちらが、前回の審議会の際は、四角で囲ってありますとおり、ペットボトル飲料のアルミボトル缶への置き換えや、ペットボトルであれば、ボトルT Oボトルの商品ラインナップの選定を推進することとしておりましたが、こちらの下線部にあります、ペットボトル飲料のアルミ缶ボトルへの置き換えにつきましては、例えば、スポーツ施設など、アルミ缶の飲料は適さない施設もあります。ですので、そういったところも踏まえ、修正案として、特段の理由によりペットボトル飲料を選定する必要がある場合は、ボトルT Oボトルの商品の選定を推進し、その旨の表示を検討することと修正しました。

続きまして、4ページ目の下のところ、(4)についてです。

前回の審議会のときには、「A E D機能や」と記載していましたが、A E D機能につきましては、有事の際には非常に有効に活用できるものの、例えば子どもが触って誤作動をしてしまうと非常に危険であるということと、常に人の目が行き届いている場所でないと、設置には適さないという見解を、自動販売機のベンダーからいただいたため、こちらにつきましては、特出ししないで削除するという形にさせていただいております。ですので、シンプルにキャッシュレスの機能を有する機種を選定を検討することという形に修正してございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

こちらにつきましても、一部文言は修正してございますが、基本的には、(5)にあります、環境啓発に資するデザイン等であること、(6)年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに配慮した機種を選定を検討することという内容については変わりありませんので、説明については割愛させていただきます。

続いて、6ページを御覧ください。

(7)のウオーターサーバーの置き換えについては、前回の審議会でお諮りした内容と変わりございません。

(8)につきまして、前回審議会での御意見を踏まえまして、管理手法について記載したほうがいいのかという御意見をいただきました。

したがいまして、方針内に明記することとしました。内容としまし

では記載のとおり、小金井市まちをきれいにする条例というものがあ
りまして、その第12条に基づき、「自動販売機を設置する場所又はそ
の周辺に飲食料容器等の回収器設置を徹底する等、清潔で美しいまち
づくりに寄与すること」と追加しました。こちらは、条例上でうたっ
ている内容ではありますが、方針の中で特出しして出すことによって、
この方針で再度確認できるような形にしたいと考えて、追記したとこ
ろです。

前回の審議会での御意見を踏まえた修正点については、以上となり
ます。

岩佐課長

続きまして、本年の方針案について、市議会建設環境委員会にも報
告等をさせていただいておりますので、その状況を御説明させていた
だきます。

まず、前回の環境審議会を、10月17日に開催しておりますけれ
ども、その後、11月1日に建設環境委員会で質疑がありまして、市
の考え方、前回の環境審議会でもいただいた御意見等に基づき、答弁を
させていただきました。

その他、経過、改定案の御報告をさせていただき、様々な御意見を
いただきましたので、一部、御紹介をさせていただきます。

まず、パワーポイントにも資料がありましたけれども、消費エネル
ギーの電力が約65%削減されたというところについては、市の努力
ではない部分で、行動変容をもっと促さなければいけない立場なのに、
自動販売機の設置をするのはどうなのかというような御意見ですとか、
あと、ごみの回収について、今回、新たに加えたところですけども、
維持管理はきちりできるのかというところを心配されているお声も
ありました。

あとは、現方針では地球温暖化を防止する一助とするという記載の
仕方であるが、新方針案、その文言が弱くなっているので、表現の強
さを要望したいというような御意見もいただきました。

一方で、二酸化炭素排出削減が重要目標で、これまでは記載があっ
たが、新方針案は環境負荷の削減という記載で、より広義な、広い意
味での目標になったからということで、評価いただくお声でしたり、
あとは技術革新が、かなり自動販売機で進んできておりますので、ヒ

ートポンプ機能に加えまして、様々な社会貢献型の機能もあります。今回の方針にもその要素、考え方も示しておりますけれども、幅広い観点から見ていく必要があるのではないかというような御意見もいただきました。

それと、市立公園の指定管理の関係で、自動販売機の検討もしている中で、市民から設置を求める声もあったという御意見、近年、地球温暖化で、かなり夏も暑いということもあり、夏場は特に熱中症予防のために、水分を取れる自動販売機については、重要であるのではないかという御意見、まずは命を守る行動も必要ではないか、そういった観点でも検討してほしいというような御意見もいただきました。

また、市の施設で32台設置しているが、複数箇所設置している施設もありますので、本当に複数台の設置が必要なのかどうかというところは、再検証していく必要があるのではないか、減らすのであれば、ウオーターサーバーへの置き換えも含めて、検討すべきではないかというような御意見もいただきました。

それから、自動販売機を設置するに当たって、環境負荷に配慮した自動販売機の機能もありますので、そういったものを市民の方、利用者の方に具体的に分かるような表示や、啓発もやっていくべきではないかというような御意見をいただきまして、方針以外の運用の部分もあります。様々な御意見をいただいたところです。

概要としては、以上になります。

高野係長

7ページの説明が抜けておりました。失礼いたしました。

戻りまして、7ページを御覧ください。

具体的対応としまして、前回審議会時には、新たに設置を希望する場合は、特段の理由・要件を示した上で環境政策課と協議することと記載してございましたが、こちらだと、設置ありきになってしまうところも見取られてしまいますので、新方針（案）としましては、自動販売機の設置台数は必要最小限とし、原則として新たに設置しないこととするが、特段の理由があるときは、環境政策課と協議することとに変更しております。

最後、8ページを御覧ください。こちらが、スケジュールになります。

今、スケジュールに記載の(1)から(4)までは終了しております、今は(5)の第3回環境審議会になっております。これから御意見をいただいた方針案を、庁内で組織する環境基本計画推進本部に諮り、また、3月に市議会定例会建設環境委員会においても、お示しさせていただき、最終的に次回の環境審議会で、最終報告、令和6年4月1日から新方針運用開始としたいと考えております。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの資料等に関しまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

田頭委員

市議会の議論なども、詳しく御報告いただきました。私も聞けるところは、聞いていたのですが、全部ではなかったので参考になります。

やはり小金井市が、この自動販売機の削減に関する方針というのを策定したことは、先進的な取組だったと思います。それが、10数年経過し、時代に合わせたものにしていこうというところなのですが、時代に合わせるという意味では、異常気象、気候変動、気候危機など、もっと更に進めた地球温暖化対策、二酸化炭素削減の取組をしなくてはいけないところなので、現方針よりも進んだ方針とする必要があるのではないかと思います。もちろん台数だけではなくて、自動販売機の機能なども含めたことを加味していく必要があるのは分かりますが、市の姿勢として、地球温暖化対策、これは更に進めた取組だという市民としても広められるような、そういう方針を持つ必要があるのではないかと、全体的な大きな感想というか、受け止めであります。

現方針では、二酸化炭素削減を目標とするとうたわれていたわけですが、今回は、その言葉がなくなっています。そこが、やはり前回の審議会でも、もう少し強い表現が必要ではないかということがあって、そこは、環境負荷を削減するという表現で、二酸化炭素削減よりも進めたという御説明もありましたが、そこはどうなのでしょう。環境負荷削減というところでもって、地球温暖化対策に対して、これはその取組とするというような、もう少し分かりやすい説明が必要なのではないでしょうか。

台数に関しては現状、これ以上は増やさないと、現状維

持を原則とするというようなところがありますが、必要最小限ですよね。そこもやはり必要最小限、原則として新たに設置しないというところは、削減することも、これは含まれているのでしょうか。できれば、削減したいというような、できるだけ削減はしたいけれどもというところが入っているのかどうか。ちょっとそのところが、弱いかなと思っています。

必要最小限というのを、どこが必要なのかということですがけれども、市民要望という意味では、それは必要だっていう人もね、そういう市民の方の御意見もあるのは分かっています。ただ、前回か、その前か、池上会長からも、例えば、今回、新たに2台設置されようとしている公園がありましたよね。梶野公園と栗山公園だったと思います。

栗山公園は既に、近くに自動販売機がある。また、同じような施設内にもあるというようなところは、設置を控えてもいいのではないかなというような御意見があったと思います。

そういったことから、複数の台数があるところとか、近隣の商店など事業所などがあるところは、もう原則として公共施設では置かないとなど、そういった方針を進めていくことが気候非常事態宣言を行った小金井市としては、正しいのではないかなという印象を持ちます。皆様の御意見も伺いたいと思っています。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

文面から見れば、設置台数を必要最小限にするという意味合いなので、先ほども少しありましたけれども、更新のタイミング等で、その更新がそもそも必要かどうかとか、複数台あるところは減らしていくというのは、あり得ることかなと思いますし、ないところに、やはりここにはあったほうがいいのではないかなという市民からの意見が多ければ、それは特段の理由に当てはまるのかもしれないですし、基本的になくてもいいところに置く必要がそもそもないかなと思います。やはり需要があって初めて成り立つところがあるのと、置く自動販売機の事業者側の運用について、どうなっているのかというのをきちんと把握していませんが、同じような飲料の種類が、並んでいて、台数もたくさん並んでいてという場合というのは、利用者が多くてとか、そ

それを補充しに来る頻度とか、そういったものにも、影響するのかもしれませんが。本当の意味で環境負荷を考えると、補充に来るのはトラックで来ることを考えると、事業者側は、事業としてやっているわけなので、無駄はもちろん省きたいでしょうし、その効率性というところは、ある意味、環境負荷低減にもつながるような運用をしてくれているという状況把握は必要かもしれません。

しかし、単純に複数台あるから減らしていいかというのも、難しいと思っております。需要をどう調査するかというのがすごく難しいところではあります。あまり売れていなければ、事業者も置いても意味がなければ、ほかに回したほうがいいと思います。それは事業者が、ある意味、需要の程度を判断して置きたいという場合には、ニーズがあるということなのかと思いますし、撤退したいという場合にはニーズがなくて、減らしても、その需要は賄えるということなのかと思うので、こっちで増やせ、減らせというのは、すごく難しいとも思っています。

こういう方針が、そもそも自動販売機にあるということは、すごくいいと思っておりますけれども、もっと言えば自動販売機に限らず、色々なものでこういう方針を出したらいいのではないかと思います。もっとまとめて、全ての設備に、こういう意味合いの方針というものがあってもいいのかなと思います。今は自動販売機の議論で、正直、そんなに市全域ではなく、市施設内だけの多くはない台数の議論をしているところがあるので、これはこれで大事ではあるけれども、もっとほかに波及できると、なおいいかなと思います。自動販売機を1台減らしました。二酸化炭素をどのくらい削減できますかという、あまり目に見えないぐらいの議論を、時間をかけてする必要は、そこまでないのではないかと思います。

高木委員

審議会委員としてこのような発言をしていいのか分かりませんが、先ほど、田頭委員が、10数年前は先進的な取組だったという話ですが、世界の潮流、国内の潮流というのは、自動販売機を少なくすることについて、もはやそれはもうそれが当たり前のことなのでしょう。

先進的ではあっても、先進的ではなくて、もしかすると過剰なこと

もあるのではという部分もあり、そこにこだわり過ぎているのではないかと思います。要するに市民の感覚からすると、本当に何かどこまで効果があるのかということが見えづらい部分ではないかと思います。先ほど会長がおっしゃったように、ほかのもので、もっとやるべきことがあるのではないかと思います。何でそこにこだわっているのと、逆に市民が違和感を持つのではないのでしょうか。

例えば、私が妻に話したときに、どのような反応をするのかなと頭で想像し、話をしたら「ふーん」という反応である気がしてならないです。それは、うちの環境意識が低いからなのかもしれない。だとすると、先ほどの環境報告書の意義というのは何なのかなとか思うところがあり、ざわざわ、ぞわぞわしています。この自動販売機の議論をする度にそう思います。

例えば、コンビニエンスストアが、24時間営業をしているほうが、よほど環境負荷が高いのではないかと思います。

池上会長

自動販売機を減らす、人間活動で便利さを追求してきたエネルギーを無視して便利さを追求してきた時代を、立ち止まって省エネとなったわけですが、便利さを諦めようとしているわけでは決してなくて、そこの兼ね合いの中で、エネルギー消費量を減らしましょう、二酸化炭素を削減しましょう、そういう方向性だと思います。

そういう意味では、自動販売機を減らしましょうは、少し便利さを減らしましょうに近いところもあるので、単に減らせばいいのではないということに立ち止まって、もう少し本質を見て決めましょうと、そういう流れがあるのかと思います。もともと、設置台数を減らしていきましょうという方針があったという状況を、今は見直していきましょうということだと思います。

高木委員

すごく共感できます。あれが悪いから減らさなければいけないというのが見えてしまうと不安になるという思いがあります。いろいろなものが周りにあるものは、本当に要るのかなとか、どれだけ負荷がかかっているのかと考える思考ができていて、必要なものを必要な量だけ置いとくとか、それもできるだけ、あんまり自分たちの有利にして地球に負荷をかけないようにするとか、そういう思考は少し必要なのかなと思っております。

池上会長 ありがとうございます。

もともと、どこかの施設に増やしたいっていう状況ができて、でも方針があるから増やすことができない。これまでの方針があったので見直してはどうかというところから、今回はスタートしていると思います。

高野係長 御議論いただきまして、ありがとうございました。実際にこの削減方針は約20年前に策定され、今までずっと議論されていなかったところでありました。

この方針を改定したいというきっかけは、会長がおっしゃったとおり、指定管理者制度を導入することによって、市立公園に設置を、というような考えがあったところですが、削減方針があり、置くことが難しそう。それでは、どうしようかというところから議論が始まりました。

ただ、そういったきっかけではありましたが、約20年前の方針を、今のままずっと残しておくのはどうなのかということもありましたので、そのきっかけを基に、この方針について改定を考えたところです。市立公園に設置したいから、それありきではないということは、御留意いただければと思います。

それと、田頭委員のほうからも先進的だというお話がありました。確かに、一番最初にお諮りする際に、参考としてスケジュールの(1)にも書いてありますとおり、多摩25市に自動販売機に関する方針等があるか調査を実施したところ、本市以外は1市もなかったという状況でした。先進ではあったとは思いますが、各市、方針はないものの、ユニバーサルデザインを導入したり、環境配慮のものを導入したり、色々と工夫をされていました。

市としても、本審議会で議論していただいて、例えば、自動販売機自体からメッセージ性を持たせたい、防災について配慮した機種の設定など、せっかくの機会なので、市職員にも方針を浸透させたいという考えもあるので、まずは、我々がどう動くか、これも行動変容の1つだと思います。新方針が策定されたのに全然ダメではないかというようなことであれば、また、本審議会で御議論いただきたいと考えておりますので、御配慮いただきたいです。

また、基本的には、各施設に1台というのが原則であります。体育館はスポーツ施設という意味合いもあって9台が設置されています。そこについては、ウォーターサーバーへの置き換えや、台数がそこまで多くなくていいのであれば、次の入替えのタイミングで、各施設に置いているものについては、適材適所に配置されているのかを確認していきたいと思っております。

したがって、この新方針ができて運用されて、すぐに何かが変わるというのではなく、前回の審議会で、橋本委員からも環境政策課に負荷がかかってしまうのではないかというようなお話はありましたが、現在設置されている機種との入替えのタイミングで、新方針が活用されることになるので、そのタイミングで環境政策課としても、職員に周知できるようにしたいと思っております。時間はかかってしまうかもしれませんが、少し見守っていただけたらという思いもあります。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

個人的には、二酸化炭素削減、環境負荷低減というのは、そういう意味では、自動販売機に限らず、小金井市が出している大きな全体の方針を考えたら、減らしていくことは当然で、ほかの自治体では、わざわざ自動販売機の方針がないだけであって、全体の方針に従って、自動販売機に関しても同じように扱っているのかもしれないです。それくらいの意味合いかなと思います。

今回、すごくよかったなと思うのは、こういうきっかけで、災害時用の活用、そこに自動販売機の活用の意識が向くようになってきているので、せっかくこういう、これから入るところだけなのかもしれないし、これから更新のタイミングがないと、もしかしたら変わらないのかもしれないですけども、小金井市の防災マップ等に、無償提供される自動販売機の設置場所なんかが、掲載されたりするのではないかと思います。もちろんこれは、市の自動販売機だけの話かもしれないんですけども、市ではない、一般の人たち、市民が設置している自動販売機等も、もしかしたらそういう機能があったりして、そういう情報を、どこが集約するか分からないですけども、そういう情報

をまとめるだけでも、結構、市民にとっては価値のある防災マップになるなどというのは、すごく感じた今回の検討だと思っています。

橋本委員

約20年前のものを改定するということですがけれども、今後、社会の変化というのは、非常に激しいと思います。そうしたときに、大前提の基本方針は置いておいて、具体的な対応とかそういうようなところというのは、キャッシュレスやウォーターサーバーなど、より具体的なことが書いてある一方、環境に配慮した選定など、具体的ではないものと、より具体的なものと入り乱れているようなところを印象として受けます。

具体的な対応というのは今後、見直していく、そういう機会というのは、どのように考えておられるのかという質問です。

岩佐課長

現方針が約20年前にできて、この間、見直しはしていませんでした。市職員としても、方針を知っている職員もいれば、知らない職員もいます。

今回、改定案を作成するに当たって、約5年で自動販売機は入れ替わるということを聞いていますので、その都度、新方針を意識していただきたく、環境負荷削減、災害対応、キャッシュレスやユニバーサルデザイン等の仕様を入れております。

先ほど、橋本委員から御意見をいただきましたけれども、確かに具体的なところについては、時代の潮流と合わせて、5年、10年スパンで変わっていくことも考えられます。まだ検討段階ではありますが、第4期小金井市地球温暖化対策実行計画（市役所版）という計画がありますので、その見直しとともに、この自動販売機の方針もセットにして、一緒に考えていく必要があると思います。

市の施設において、電気代も市役所版の計画で、毎年把握しております。その中には、市の電気代ということで、自動販売機の電気の消費エネルギー量も載っていますので、それも含めて、進捗管理していきたいと思っていますので、策定したらそれで終わりではなく、5年、10年スパンぐらいで、市役所版の計画と一緒に、自動販売機の更新も見ていく必要があるということで考えております。

以上です。

橋本委員

ありがとうございます。先ほど言ったように時代の変化が激しいと

ということで、もう少しすると、また新しい取組が出てくる可能性もあるため、具体的な対応のところは注意しながら、付け加えるものは付け加えていくというようなことをやっていったらいいのではないかと思います。

池上会長 ありがとうございます。

田頭委員、お願いします。

田頭委員 いろいろ御意見が出て、よかったなと思っています。やはりこういう議論をしていくということが、とても必要じゃないかと思っています。

市役所がこういう方針を持つということは、旗振り役として、市民の、また事業者の行動変容を促す役割というのはとても大きいと思いますので、そういった意味でも表に出していくということで、今回の変更、見直しは意味があったのではないかと考えています。

そういった意味で、旗振り役が市役所の役割というところを、しっかりと目標を大きく受け止めて、確認していただきたい。

私個人的には、自動販売機は、もうこれ以上は必要ない、むしろ減らしていても十分で、ウォーターサーバーに切り替えようということとを全面にだしたほうがいいと思いました。気候危機というような、先進国の人間生活によって、未開発国や経済的に困窮している方たち、地域の暮らしが困難になっているというようなことでは、持続可能な社会の実現ができないのでは、ということ、そういった観点で、いつでも進めなくてはいけないという、このことをさらに伝えていくのでしょうか、市民の一人一人が、もっと自覚できるような、その旗振りを市役所にしていただきたいと思っています。そういった意味で、この自動販売機の方針を、私は受け止めているということをお伝えしておきます。

この改定については、もう一步、進めたものがほしいなというところが、個人的な意見ではあります。

以上です。

池上会長 中里委員、お願いします。

中里委員 質問なのですが、民間の自動販売機については、小金井市は設置について可否の権限は全くないのですか。

高野係長 はい。全くございません。

中里委員 そうしますと単純に考えると、市の施設を割と圧縮して頑張ってくると、ある意味、その近くに事業者が自動販売機を、大きなのをどんと置いてしまうという、傾向としてはあり得ますよね。

池上会長 土地があれば、ということだと思います。

中里委員 新たに設置しようとしても、業者は業者で許可が下りないというようなことを経験的に知っています。でも、小金井市は人口も増えていて、この一帯、何キロの間に自動販売機がない、交通量も多いとなれば、やはり民間のものが数多く設置されて、地球温暖化のほうに、逆にマイナスに働いてしまうという、そういうこともあり得ますかね。

池上会長 結局、自動販売機を民間の事業者さん、あるいは個人宅に置かれている方もいらっしゃる、場所があって、置かれている方もいらっしゃると思います。それで需要がなかったら、置いていても仕方ないので、結局需要との兼ね合いになると思います。だから先ほど、田頭委員がおっしゃったように、本当に小金井市から自動販売機を減らしていきたいのであれば、自動販売機をよく使う人間を減らしていけないといけない。意識を変えていかなければいけない。そういうことだと思います。

大学にもウォーターサーバーが設置されていますが、水を飲むということに対して、抵抗があって、水以外をどうしても飲んでしまう。多分そういう人も中にはいると思います。結局そういう意味では、ニーズに対してどう対応しているのか。それは自治体やるのか、民間がやるのか。だからそういう意味では、小金井市が減らしてもというのは、確かにおっしゃるとおりかもしれないというのはあります。

椿副会長 いろんな貴重な御意見を伺っていて、この自動販売機の市の方針案は、環境負荷を低減し、地球環境問題に対応していく中での、行政が直接的に提言できるもの、かつ住民、私たちが身近に、普段できるであろう、あるいは実際やっていることが、マッチングしている部分だと思います。その一つのシンボリックな取り組みと言ってもいいかもしれません。御意見があったように、この方針をきっかけに、色々な機能が実はたくさんあることも新たに知りながら、環境問題に更に関心を深めていくきっかけになれば、すごくいいなと思いました。

もう一つは意見です。田頭委員がおっしゃっていた、もう少し強い

メッセージ性をというの、私も同感する部分があり、基本方針の最後のところに、付加価値の高い機種へ切替えを推進するとあるので、これを素直に読むと、今あるものは維持していくという意味に取れるようにも思います。ただ、先ほど高野さんがおっしゃったように、複数台ある箇所は、不要であれば削減する検討も含め、とおっしゃったので、例えば、切替えや見直しを推進するという、「見直し」という文言を一言入れたらどうかと思いました。

池上会長 ありがとうございます。

羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 ウオーターサーバーへの切替えっていうことですが、検討ということですが、現在、切り替えたものとかはあるのでしょうか。

高野係長 現在のところ、切り替えたものはございません。前回審議会で説明しましたが、環境楽習館、市役所第二庁舎1階等には、設置しております。

また、昨年8月に稼働した、野川クリーンセンターは、周りにコンビニがない施設で、武蔵野公園の5分ぐらい歩けば、自動販売機があるところではありますが、そこには、ウオーターサーバーを設置しております。

羽田野委員 今後、計画はあるのですか。

高野係長 今後の計画につきましては、白紙の段階ではありますが、ご議論しておりますとおり、設置台数が多いところは、本当にそこで必要なのかということも含めて、検討、協議していきたいと考えております。

岩佐課長 今回ご議論いただいている方針案については、令和6年4月から運用していこうと思っております。

ウオーターサーバーへの置き換えを検討することを、(7)番に書かせていただいておりますので、入替えのときに、ここを参考に、可能な範囲でやっていただけることはあると思いますので、計画があるのかということでしたけれど、この方針を見ていただいて、検討をお願いしたいということで考えています。

羽田野委員 ありがとうございます。

それともう一つです。前回審議会の際に、民間へは、まだ波及でき

ないという話があったと思うのですが、会長がおっしゃったように、水が飲めないという方も結構いると思います。そういう方は、どうしても自動販売機で買ってしまおうと思いますが、民間への波及を考えると、付加価値の高い機種への検討等を、民間へも依頼するような形の文言を入れることはできないのでしょうか。

岩佐課長　　今回の新方針案は、市の施設における方針案ですので、市でこれを運用していく中で、課題などがでてくるかもしれませんし、逆に設置してよかったねというような、いいこともたくさんでてくるかもしれません。そういった点で、何か啓発する機会があれば、民間企業にも、市の参考事例、成功事例のようなことでお示しすることはあるかと思えますけれども、そこは運用する中で考えていきたいと思えます。

池上会長　　ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。

田頭委員　　最後に一言だけ。
ボトルT Oボトルというところで、リサイクルしていくということですが、リサイクルにも、一定のエネルギーがかかっているということは、指摘されているところですので、ペットボトルなどのリサイクルには、どのくらいのエネルギーがかかっているのか、環境負荷があるのかということも、分かるようにしていただきたいということだけ、お願いしておきます。

以上です。

池上会長　　はい。大きくここはこうしたほうがいいのかというのは、具体的に何かありますか。

田頭委員　　さっき、椿副会長の言われた、基本方針のところの付加価値の高い機種への切替えや見直しというふうに、「や見直し」を一言加えてはどうかというところに賛成します。

池上会長　　ありがとうございます。

そういう細かい点でいいますと、ゼロカーボンというのが、具体性が全然なく、ゼロカーボンにしようと思ったら、恐らく太陽光発電をつけるしかなくてというところがあります。先ほど、課長のほうからもありましたけれども、具体的な省エネ機能、ヒートポンプというのは、すごく重要な機能だと思います。そういったところを具体例にし

てもいいかなと思います。

橋本委員 前回の審議会で議論があったと思いますが、やはり選定するというのと、選定を推進するというのと、推進を検討する、その他、いろいろな文言があるので、その辺のところを十分考えられて、こういう形になったと思いますけれども、そこは何か、初めて方針を見られる方に、それぞれどれぐらいの違いがあるのか説明がつくものでしょうか。

池上会長 この方針の文面ではないけれども、ある程度、決めておいて、検討することとありますので、検討して駄目なのであれば、駄目な理由は明確にしておいてほしいとか、何かそういうのは、内々に決めておいてもいいのかなと思います。

橋本委員 そうですよ。何かそういう質問があったときに、今のような回答が、そういう意味合いがあるのだというようなことが、回答できればいいのかなと思います。

池上会長 ありがとうございます。

検討すること、だから、検討した結果を残すとか、検討して推進できたらもちろんいいのですが、できなかったのであれば、その理由を何かしら残しておいたほうがいいのではないかと、そういったところかなと思います。

きちんと検討して、その上で選んでいるという証拠ではないですけれども、検討だったら、やったことにするか、ではない、きちんと明確に残しておくということは、大事かなと思います。そうしないと、せっかく決めたのに、あってないような感じになってしまうと思います。

高木委員 (2)は、どう考えればいいですか。選定を推進することという言葉についてです。これは、検討する、なのでしょうか。それとも、選定することですか、どっちなのでしょう。

岩佐課長 (1)については、環境に配慮した機種を選定、これはやっていただきたい。

(2)は、様々な機種がありますので、その選定を、できれば推進してほしいというような意味合いで、(1)のほうが、意味合い的には強いものとなっています。

高木委員 (6)との違いはどういったところでしょうか。

岩佐課長 (6)は選定を検討することですので、これは、もう少し弱いという意味合いです。

高木委員 推進はしない。そういう意味です。皆さんの理解では。これは難しい。微妙に、段階があるのですね。

岩佐課長 そうです。

高木委員 選定は(1)。推進が(2)。検討は(3)。分かりました。それで理解します。

高野係長 例えば(6)のユニバーサルデザインに配慮した機種に選定を推進するにしてみると、それを推進、強い言い方になるので、例えば、屋外であっても、小銭の受けを入れることを、屋外で雨が落ちてきても可能性があるとしてもそちらのほうを優先するというような考えにもなってしまうので、少し弱めた言い方にしたほうが良いという考えです。

高木委員 だから(2)は、本当は検討するだけ、(2)は検討よりは強く言おうよという意思が入っているということいいのですね。

高野係長 ということですか。

高木委員 本当は検討と選定でもいいけど、でも推進では、もう少し強い思いを込めたという理解でよろしいでしょうか。

高野係長 はい。あまり断言してしまうと、それありきになってしまうというところもありますので。

高木委員 分かりました。(5)が、もう一個弱いということですね。

高野係長 そうです。少し弱めにとっております。

池上会長 ありがとうございます。

それでは続いて議題の(3)、その他ですけど、何かありますでしょうか。

高野係長 事務局からは、特にはないです。

池上会長 それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項(1)、気候変動対策についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

高野係長 気候変動対策について報告いたします。こちらは、資料はございませんので、口頭での報告となります。

前回の審議会で、(仮称)小金井市気候市民会議の立ち上げにつきまして、実施案というものをお諮りさせていただいております。(仮称)小金井市気候市民会議につきましては、来年度予算要求段階でもある

ため、制度設計等につきましては、また、次回以降の審議会で詳細をお諮りしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

また、御報告になりますけれども、先日、12月12日に実施されました市議会定例会の建設環境委員会において、市民との協働による気候危機対策の推進に関する陳情書というものが、提出されました。その内容について、口頭で読み上げさせていただきます。

まず、1つ目。気候市民会議の早期実現ということで、陳情を頂いております。こちらにつきましては、市民、自ら対策を提案できる気候市民会議の計画を開始したことは、大変歓迎します。

この内容は、本審議会でお話しした内容のことだと思われれます。

しかしながら、2028年実施では遅すぎます。無作為抽出により、環境フォーラム等への市民参加を促すことで、市民の関心やインプットを事前に高める狙いがあると理解していますが、イベントへの招待と、市民の関与や市政への影響が大きい気候市民会議の実施とでは、市民への向けたメッセージが大きく異なります。

また、気候危機は、計画や目標期間を待ってくれません。次回の計画の見直しに合わせて、開催時期を計画するのではなく、なるべく早く市民が、一人一人から始める意識改革を行い、具体的な対策に基づいて今すぐ行動することができるよう、気候市民会議の早期実現を求めます。

というのが、1点目。

2点目が、気候変動に関して、定期的かつ継続的に市民の声を聞く機会の創出ということで、気候市民会議では、限られた参加者による深い議論が期待できますが、気候危機への対策には、より多くの市民の参画が不可欠です。

今年度開催予定の環境フォーラムの中に、気候をテーマにしたセッションを設ける等、定期的かつ継続的に、気候に関して市民の声を聞く場をつくってください。

最後、3点目。二酸化炭素排出削減のための市民の行動変容を促す働きかけの実現ということで、いただいております。

内容としましては、小金井市として二酸化炭素排出実質ゼロを実現するためには、家庭部門での削減が必要であり、市民の行動変容が求

められます。

様々な優れた対策と並行して、ごみ非常事態宣言は、広く市民にも広く周知されたことから、ごみの量の削減に成功しているのではないのでしょうか。気候に関しても同様に、危機意識を市民と共有し、行動変容につながる働きかけを行ってください。

という御要望を3ついただきました。

冒頭、先ほどお話ししましたとおり、(仮称)気候市民会議につきましては、次回以降の審議会で詳細をお諮りしたいと考えております。前回お示ししましたスキームとは、少し制度設計を変えたいとも考えております。

市としましても、気候危機対策について推進しておりますが、こういった事情等もあったところ、現段階で環境審議会の皆様から御意見等がございましたら、いただきたいと考えておりますので、資料がない中で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

私のほうからは、以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、何か御意見がありましたらお願いいたします。

田頭委員、お願いします。

田頭委員

この陳情については、今、口頭で読み上げていただきましたが、本審議会でも気候市民会議については、議論するよということになっていきますので、できれば、目でも確かめられるような資料としていただきましたかったなというのが1つと、それから、陳情書はホームページなどでは、もう市ホームページでも確認、見ることができるんですよ。

岩佐課長

はい。

田頭委員

今、読み上げていただいた内容は、非常に重要な御提言だったかなと思いますので、こちらの審議会でも議論する上で、参考にすべき内容だったと思います。ですので、次の審議会でも、こちらの審議会でも、また検討ということであれば、余計に確認するものが欲しいのですが、それがどうしたらいいのかということが1つ。

追加で資料として出して、データで送っていただくことができれば、そのようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それからあと、この提言というか、陳情の項目に合った環境フォーラムで、ぜひ、気候変動について、市民が、話ができるような場をつくったらいいのではないかということの御意見、御提言だったと思うのですが、これはもう間もなく、2月でしたか。

高野係長

3月です。

田頭委員

3月に環境フォーラムがあるということであれば、もう既に市としては検討していく時期だと思うのですけれども、これは、可能なことではないかと思しますので、ぜひ、やっていただきたい。

環境に対して関心を持っている人は、もう既にいるわけですから、そういった方しか、もしかしたら集まらないかもしれないけれども、それでも、そういった場をつくっていき、それを更に環境に関心を持つ人、気候変動は、これは市民一人一人の問題でもあり、子ども達に対する責任だということを広げていくためにも、まずできるところからやっていくべきではないかと思えます。これはぜひ、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

高野係長

御意見ありがとうございます。

データにつきましては、メールで配付資料等もやり取りさせていただいておりますので、できる限りデータでの配信という形で、させていただきます。

田頭委員

そうですね。ありがとうございます。お願いします。

高野係長

環境フォーラムの中でのセッションを設けることにつきましては、もともと考えてはいたところではあります。ただ、スキームについては検討段階でございまして、環境フォーラムについては気候変動に特化した事業ではなく、環境啓発、生物多様性等の啓発であったり、各市民団体さんの紹介であったりというところで、全体的なところのバランスを見ながら、もともと考えていた気候変動に関する啓発というのは、考えているところです。どういった形になるかは分かりませんが、形にはできるようにしたいと考えております。

以上です。

田頭委員

ありがとうございます。できるところからやっていただけるところで、お願いしておきます。

それから、建設環境委員会の中でも、この気候市民会議の設置につ

いては、環境市民会議とも連動するというか、意見を聞きながら、というような意味合いだったと思うのですけれども、御意見が出ていたと思います。

この環境フォーラムについても、ぜひ、環境市民会議などが、市民の環境行動を既に実施している団体の集まりですので、そういった場でも意見を出してほしいというような投げかけも、必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

高野係長

実際に環境フォーラムにつきましては、今、委託事業者と詳細を詰めている段階です。実際に環境市民会議など各市民団体にも、参画していただきたいと考えておりますので、どういった形になるかというところは、これからにはなりますが、市民団体との協働といいますか、市だけで実施しているという形ではなく、引き続き御協力はいただきながら、実施したいと考えております。

以上です。

田頭委員

分かりました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

椿委員、お願いします。

椿副会長

意見というほどではないですが、先ほどの陳情書の骨子になっていると思われる、継続的に、より多くの市民の方が参画できる機会、場をつくっていくというのは、前回の議論にもあったかと思います。大方針としては、非常に賛同、賛成いたしますので、それに基づいて、今後の議論ができればいいのではないかと思います。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは続いて、報告事項(2)、第11期小金井市環境審議会について、事務局からお願いいたします。

高野係長

では、第11期小金井市環境審議会について、報告させていただきます。

今期の第10期の環境審議会ですけれども、令和4年4月1日から

スタートしまして、早いもので、令和6年3月末が、この環境審議会第10期の終期となります。

令和6年1月1日号で、次期の環境審議会委員の公募をする予定になっております。市の附属機関につきましては、原則として、2つ以上兼ねることができないというところと、委員の任期は原則として、学識等を除いて3期までということになってございますので、こちらについて、御報告させていただきます。

関係団体から推薦された委員の皆様もいますので、こちらにつきましても、事務手続等を進めていきたいと考えてございます。

2年というあっという間の期間で、始まったばかりのような気もしますけれども、第10期は令和6年3月までとなりますので、御報告させていただきます。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

何かございますか。

高野係長 特にはないです。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、次の次第に移りまして、その他ですが、全体を通して御意見等がありましたら、御発言いただければと思います。

田頭委員、お願いします。

田頭委員 冒頭で発言すればよかったのですが、今日もお見えになっていますが、審議会の傍聴の方が何か意見を伝えたときは、委員に対しては、その意見は出していくというか、そういうことだったのではないかなと思いますけれども、なかったということによろしいですか。

高野係長 前は、はい。なかったと思います。

田頭委員 ということですね。

高野係長 はい。

田頭委員 分かりました。

高野係長 いただいた意見提案シートについて、記名しているものであれば、配付して議題としております。

田頭委員 配付資料ですね。分かりました。そこだけ確認したかったので、大丈夫です。

池上会長 ありがとうございます。

 それでは続いて、次回の審議会の日程について、事務局からお願いします。

高野係長 では、次回の日程につきまして、3月21日午前中、10時からを予定しております。これが今期、令和5年度最後の審議会となっております。

 報告は以上です。

池上会長 ありがとうございます。

 それでは、ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

 よろしいですか。

 それでは、本日の議事、報告は全て終了となりましたので、これをもって、令和5年度第3回の小金井市環境審議会を閉会いたします。

 ありがとうございます。

—— 了 ——